

富岡都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の変更（大熊町）

都市計画大川原地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設を次のとおり変更する。

|                              |              |  |        |                             |          |    |
|------------------------------|--------------|--|--------|-----------------------------|----------|----|
| 名 称                          |              | 大川原地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設   |        |                             |          |    |
| 位 置                          |              | 双葉郡大熊町大字大川原字南平   |        |                             |          |    |
| 面 積                          |              | 約 18.3 ha  |        |                             |          |    |
| 位<br>置<br>及<br>び<br>規<br>模   | 特定公益的施設      | 約 2.5 ha   | 備<br>考 | 行政施設等を配置する。                 |          |    |
|                              | 特定公益的・特定業務施設 | 約 1.5 ha   |        | 行政施設、交流施設、産業、研究、業務施設等を配置する。 |          |    |
|                              | 特定業務施設       | 約 1.0 ha   |        | 産業、研究、業務施設等を配置する。           |          |    |
|                              | 住宅施設         | 約 3.6 ha   |        | 住宅等を配置する。                   |          |    |
|                              | 住宅・特定業務施設    | 約 3.3 ha   |        | 住宅、産業、研究、業務施設等を配置する。        |          |    |
| 特<br>定<br>公<br>共<br>施<br>設   | 道<br>路       | 種 別  | 名称     | 幅員                          | 延長       | 備考 |
|                              |              | 区画道路・歩専用   | —      | 12～4m                       | 約 5,000m |    |
|                              |              | 地区に隣接する町道東67号線を主要な動線とし、区画道路及び歩行者専用道路を配置する。   |        |                             |          |    |
|                              | 公園及び緑地       | 公園、緑地及び広場を適宜設置する。  |        |                             |          |    |
|                              | その他の公共施設     | 下水道 ①雨水：調整池を経由して既設排水路へ放流する。<br>②汚水：合併浄化槽により処理し排水施設へ放流する。<br>水 路 約0.8 ha<br>上水道 双葉地方水道企業団により供給する。 |        |                             |          |    |
|                              | 小 計          | 約 6.4 ha   |        |                             |          |    |
|                              |              | 住宅施設<br>(戸建住宅に限る。)   |        | 左記以外の施設                     |          |    |
| 建築物の延べ面積の敷地面積<br>に対する割合の最高限度 |              | 100/100  |        | 200/100                     |          |    |
| 建築物の建築面積の敷地面積<br>に対する割合の最高限度 |              | 50/100   |        | 60/100                      |          |    |
| 建築物の高さの最高限度                  |              | 10m  |        | —                           |          |    |

「区域は計画図表示のとおり」

## 変更理由

町道東 67 号線の道路境界確定に伴い区域及び区域の面積を変更しようとするものです。

住宅計画の具体化等に伴い特定業務施設、特定公益的施設、住宅施設及び特定公共施設の位置及び規模を変更し、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度及び建築物の高さの最高限度を定めようとするものです。

## 都市計画の変更に係る土地の区域

### 1 新たに都市計画施設の区域に含まれる区域

福島県双葉郡大熊町のうち

大字大川原字南<sup>おおがわら</sup>平<sup>みなみだいら</sup>の一部の区域